

公 示 公 告

次のとおり見積り合わせを実施します。

平成 2 8 年 2 月 4 日

最高裁判所支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 調達内容

- (1) 件 名 L 2 スイッチの購入
- (2) 数 量 一式
- (3) 納入期限 平成 2 8 年 3 月 2 8 日 (月)
- (4) 納入場所 最高裁判所

2 契約条項を示す場所等

東京都千代田区隼町 4 番 2 号

最高裁判所事務総局経理局用度課調査係

T E L 0 3 - 3 2 6 4 - 5 8 7 3 担当者 石井

3 見積書提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 平成 2 8 年 3 月 8 日 (火) 午後 5 時
- (2) 提出場所 上記 2 の場所

4 参加者に要求される事項

この見積もり合わせに参加を希望する者は、見積り合わせ要領で示した供給機器審査のために必要な書類を、平成 2 8 年 2 月 1 7 日 (水) 正午までに提出しなければならない。

5 請書作成の要否 要

6 その他詳細については、見積り合わせ要領によるものとする。

見積り合せ要領

1 件 名 L 2 スイッチの購入

2 スケジュール

平成 2 8 年 2 月 4 日 (木) 入札公告掲載

平成 2 8 年 2 月 1 7 日 (水) 供給機器審査願提出期限

(正午 提出先 最高裁判所事務総局経理局用度課)

平成 2 8 年 3 月 8 日 (火) 見積書提出期限

(午後 5 時 提出先 最高裁判所事務総局経理局用度

課)

平成 2 8 年 3 月 1 8 日 (金) 契約締結予定日

※ 照会については締切期限があるため、注意すること。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成28年2月4日に公示公告した「L2スイッチの購入」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 L2スイッチの購入

(2) 内容、納入期限及び納入場所

「仕様書」のとおり。

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成28年3月8日（火）午後5時まで（郵送、電子メール又はファクシミリによる提出可）

※電子メール又はファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課調査係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面又は電子メールによることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課調査係（担当：石井）

電 話 03-3264-5873（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

E-mailIshii.Kouji058@courts.jp（cc:Manabe.Masahiro326@courts.jp）

（FAX又は電子メールによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成28年2月10日（水）正午まで

7 供給機器審査

(1) 供給機器の審査のために、別添仕様書の物品のうち参考規格に定める物品以外について、供給機器審査願（表紙を除き書式は任意）を提出するものとします（別添様式第1）。ただし、参考規格に定める物品を供給する場合は提出不要です。

(2) 本件見積合わせに参加する者は、「供給機器審査願」に関して説明を求められた場合には、参加者の負担において完全な説明を行えること。

(3) 提出期限

平成28年2月17日（水）正午

(4) 供給機器審査願提出者は、審査結果について、見積書提出期限の前日（裁判所の休日の場合はその前執務日。例として、月曜日の場合は、前の週の金曜日となります。）午後4時から午後5時までの間に最高裁判所事務総局経理局用度課調査係に問い合わせてください。

9 契約

(1) 契約金額は、見積書に記載された書面上の金額に消費税及び地方消費税額8パーセントに相当する金額を加算した金額となります。ただし、上記加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、契約の申込みがあったものとします。

(2) 請書のひな形を用度課に備え置きます。閲覧を希望する場合は、事前に、6(1)の受付窓口に対して閲覧希望日時の電話予約を行ってください。

10 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

(別添様式第1)

平成 年 月 日提出

最高裁判所事務総局経理局長 殿

供 給 機 器 審 査 願

競争参加者の
住所
氏名及び印

下記1の見積合わせに参加したいので、別添のとおり供給物審査願を提出します。

記

- 1 件名
L2スイッチの購入
- 2 提出資料（別添のとおり）
供給する物品の製造メーカー、製品名、同物品が仕様書に求める規格、機能を満たしていることを示す書面及びカタログ等
※該当物品の製品名やスペックその他の要求要件について、カタログ等の該当部分にラインマーカを付してください。
- 3 問い合わせ先（連絡担当者の名刺を貼付）

仕 様 書

第 1 件名

L 2 スイッチの購入

第 2 品目及び数量

- 1 L 2 スイッチ タイプ A 3 式（機器の要求仕様については別紙記載のとおり）
- 2 L 2 スイッチ タイプ B 7 式（機器の要求仕様については別紙記載のとおり）

第 3 納入場所

東京都千代田区隼町 4 番 2 号 最高裁判所

第 4 納入期限

平成 2 8 年 3 月 2 8 日（月）

第 5 保守条件等

- 1 納入業者は、納入機器については、納入日の翌日から 1 年間の「無償保証期間」を設けることとし、この期間内の明らかに利用者の故意によると判断される以外の故障又は異常については、代替品との交換等に対応すること。
- 2 納入業者は、1 の無償保証期間中、納入機器及び管理者用ソフトウェアに関するセキュリティ上の脆弱性等が判明した場合には、速やかに最高裁判所へ情報を提供し、脆弱性対策を講じること。
- 3 その他、本仕様書に記載のない事項については、別途最高裁判所と協議すること。

第 6 留意点

- 1 納入業者は、納入日等について、あらかじめ最高裁判所と調整すること。
- 2 納入に際して必要な機器等がある場合は、納入業者が用意すること。
- 3 その他納品に関する詳細については、別途最高裁判所と協議すること。

以上

(別紙)

L 2 スイッチ機器要求仕様

1 L 2 スイッチ タイプ A/3 式 (参考機器 Catalyst 2960+48TC-S)

(1) ネットワークインタフェース

ア 自動MDI/MDIXの10BASE-T/100BASE-TXを48ポート以上有すること。

イ アとは別に、2ポート以上の10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T(自動認識)
又は2個以上のSFP-GBICスロットが選択可能なコンボポートを有すること。

ウ コンソールポートを有すること。

(2) L 2 スイッチ機能

ア IEEE802.1wラピッドスパンニングツリープロトコルに対応すること。

イ IEEE802.1QVLAN機能を有すること。

ウ LinkAggregation機能(IEEE802.3ad準拠)を有すること。

(3) パフォーマンス

ア 最大16Gbps以上のスイッチング能力を有すること。

イ 最大10.1Mpps以上の転送レートを有すること。

(4) サイズ

ア 1U以内であること。

イ 19インチラックにマウント可能であること。

なお、マウント搭載に必要な部材を添付すること。

ウ 奥行きが24.2cm以内であること。

(5) 電源

100V電源対応であること。

(6) その他

ア 最大64個以上のVLANを作成できること。

イ IEEE802.1x準拠のセキュリティ機能をサポートしていること。

ウ 最大対応MACアドレス数が2,000以上であること。

エ SNMP管理機能を有すること。

オ NTP機能を有すること。

カ 動作温度の上限が45℃まで対応可能であること。

キ Telnetで設定及び管理が可能であること。

ク ネットワークエラーによってディスエーブルになったリンクを自動的に
回復する機能を有すること。

ケ ファームウェア、設定情報等を保存できる64MB以上の不揮発性記憶装置を
搭載すること。

コ ポートにてリンクフラップ等の障害を検知した際、ポートを一時的に使用
不可能

な状態にし、さらに一定時間経過後、自動的に再度利用可能にする機能を有
すること。

サ UTPポートにてケーブル診断機能を有すること。

シ 複数のスイッチ間で、VLAN情報を一元管理するためのプロトコルを実装し
ている

こと。

ス 単一方向リンク検出機能 (UDLD) を有すること。

セ TFTPブート機能を有すること。

2 L 2 スイッチ タイプ B / 7 式 (参考機器 Catalyst 2960+24TC-S)

(1) ネットワークインタフェース

ア 自動MDI/MDIXの10BASE-T/100BASE-TXを24ポート以上有すること。

イ アとは別に、2ポート以上の10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T(自動認識)
又は2個以上のSFP-GBICスロットが選択可能なコンボポートを有すること。

ウ コンソールポートを有すること。

(2) L 2 スイッチ機能

ア IEEE802.1wラピッドスパンニングツリープロトコルに対応すること。

イ IEEE802.1QVLAN機能を有すること。

ウ LinkAggregation機能 (IEEE802.3ad準拠) を有すること。

(3) パフォーマンス

ア 最大16Gbps以上のスイッチング能力を有すること。

イ 最大6.5Mpps以上の転送レートを有すること。

(4) サイズ

ア 1U以内であること。

イ 19インチラックにマウント可能であること。

なお、マウント搭載に必要な部材を添付すること。

ウ 奥行きが24.2cm以内であること。

(5) 電源

100V電源対応であること。

(6) その他

ア 最大64個以上のVLANを作成できること。

イ IEEE802.1x準拠のセキュリティ機能をサポートしていること。

ウ 最大対応MACアドレス数が2,000以上であること。

エ SNMP管理機能を有すること。

オ NTP機能を有すること。

カ 動作温度の上限が45℃まで対応可能であること。

キ Telnetで設定及び管理が可能であること。

ク ネットワークエラーによってディスエーブルになったリンクを自動的に
回復する機能を有すること。

ケ ファームウェア、設定情報等を保存できる64MB以上の不揮発性記憶装置を
搭載すること。

コ ポートにてリンクフラップ等の障害を検知した際、ポートを一時的に使用
不可能な状態にし、さらに一定時間経過後、自動的に再度利用可能にする
機能を有すること。

サ UTPポートにてケーブル診断機能を有すること。

シ 複数のスイッチ間で、VLAN情報を一元管理するためのプロトコルを実装し
ていること。

ス 単一方向リンク検出機能 (UDLD) を有すること。

セ TFTPブート機能を有すること。

以上